

15. その他の事項

15. その他の事項

本事業の実施に際しては、建築基準法等の法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を順守するものとする。

【関係法令】

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 道路法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 電気事業法
- ・ 消防法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 景観法
- ・ 文化財保護法
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ・ 大阪府野外広告物条例
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 大阪府景観条例
- ・ 吹田市開発事業の手続に関する条例
- ・ 吹田市景観まちづくり条例
- ・ 吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・ 吹田市建築基準法施行条例
- ・ 吹田市環境基本条例
- ・ 吹田市環境の保全等に関する条例
- ・ 吹田市水道条例
- ・ 吹田市緑の保護及び育成に関する条例
- ・ 吹田市産業振興条例
- ・ 吹田市下水道条例
- ・ 吹田市文化財保護条例
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ その他立地施設ごとの個別法令 等